

調査報告書（概要版）

1 調査の概要

(1) 調査範囲

町長就任（令和2年11月16日）後のハラスメント行為

(2) 調査方法

アンケートの実施、意見箱の設置、ヒアリング（113名）、関係資料の精査。

R2～R5年度において、退職者を含む岐南町全職員中、町長と接触する機会のない職場に所属する職員を除外した職員193名のうち、有効回答となった161名のアンケート回答結果の概要は次のとおり。

問1 あなた自身が不快に感じるようなことを、町長小島英雄氏からされたことがありますか？			
男性（80人中）	はい 43人（53.7%）	いいえ 37人（46.3%）	
女性（81人中）	はい 47人（58.0%）	いいえ 34人（42.0%）	
問2 あなたからみて、あなた以外の町職員（管理職も含みます。）が、町長小島英雄氏からセクハラあるいはパワハラに当たるような行為を受けていると感じたことは、ありますか？			
男性（80人中）	はい 68人（85.0%）	いいえ 12人（15.0%）	
女性（81人中）	はい 66人（81.4%）	いいえ 15人（18.6%）	

(3) 調査妨害

第三者調査委員会設立直後、『週刊文春』に情報提供した者が刑事事件の対象になるかのような示唆をする怪文書が、職員に配布された。更には、町長が、第三者調査委員会事務局の交替を指示したり、「誰が被害申告しているか分かってしまうからヒアリングに応じる者などいるはずがない」旨の発言をしていることが確認された。

2 認定事実

(1) セクシュアルハラスメント

多数の女性職員に対して、お尻を触る、背後から抱きつくなど、少なくとも99のセクハラ行為（ないし不相当言動）が認められた。また、被害者本人から詳細な事実関係の公表を避けたいとの強い意向が示されたため、詳細な事実関係の公表を避けるが、その被害内容は「町長から、突然、胸を触れ、お尻を触られた。」というものであり、強制わいせつ罪（現在の法律によれば不同意わいせつ罪）に該当する可能性のある行為も確認された。

また、女性議員に対してもお尻を触るなどのセクハラ行為が認められた。

(2) パワーハラスメント

多数の職員に対して、客観的にそうした事由は認められないにもかかわらず「懲戒」「ク

ビ」「降格」などの言葉を伴った恫喝が日常的になされていたことが認められた上、より深刻なものとして、地方税法 22 条 1 項に反する差押え情報の漏出や、専ら私的な理由による会計年度任用職員の更新拒絶及びそれに伴う評価点数操作の指示などの違法行為・パワハラ行為が認められた。

(3) 事実認定の補足

- ①客観的証拠として、町長の発言が録音されているデータ、被害の都度メモされていた被害者の日記、相談を受けた上司がその際に作成した被害状況に関するメモ、被害の相談をしていた LINE の記録、被害現場の目撃供述などが存在する。
- ②職員は、一様に、真摯な態度で供述し、詳細かつ具体的で迫真性のある供述であった。
- ③町長の弁明は、全て抽象的で、中には客観的証拠に明確に反する供述もあった。また、質問に対して、直接回答せず、論点をずらすなど、供述態度に問題があり、信用性が認められなかった。

(4) 町側の対応

令和 2 年 11 月の町長就任早々の時期に、セクハラ相談が寄せられ、当時の副町長が注意をしたが、町長は、それを受け止めることはなく、かえって「誰がそんなこといっとるんや」と言って「犯人捜し」を続けた。その後も、随時、セクハラ相談が寄せられたが、圧倒的な優劣関係から、町長に進言できる職員（幹部職員を含む。）は誰もいない状態となり、被害申告者に対しては、その都度、「自衛するように」というアドバイスをするとどまった。

3 原因・背景

- ①町長自身の特異な性格・考え方
- ②町長のハラスメントに対する無自覚、無関心、無理解
- ③組織対応が機能不全となっていたこと

4 再発防止のための具体的提言

- ①高潔な倫理観を持ち、ハラスメントに深い理解を持つ者による町政の実現
- ②相談窓口の実効化（外部委託化など）
- ③人事制度・就業環境の改善
- ④条例の制定
- ⑤①～④に関する実施状況の継続的なモニタリング

5 意見

町長について、「即時の辞職」以外の選択肢はない、と考える。

副町長を含めた幹部職員について、本件事案が専ら町長個人に起因する問題であり、また、仮に町長に注意した場合のその後の町長の言動が予想できたとしても、何度も寄せられていた被害相談に対して、十分な対応ができていなかった点について、自省されたい。

以上